

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件（令和四年金融庁告示第十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項に規定する金融庁長官が定めるものは、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十九条の登録又は法第三十一条第四項の変更登録を受けようとする者（次のいずれかに該当する者に限る。）が第一種金融商品取引業（特定投資家を相手方として行うものであって、取り扱う有価証券が法第二条第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券、同項第十一号に規定する外国投資証券、同項第十七号若しくは第十八号に掲げる有価証券若しくは同項第十九号に規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引に係る権利を表示する証券若しくは証書（同条第一項第二十号に掲げる有価証券でこれらの有価証券に係る権利を表示するものを含む。）又は金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。ロにおいて「令」という。）第一条第一号に掲げる有価証券であるものに限る。）を行おうとする場合における当該第一種金融商品取引業についての登録申請書若しくは変更登録申請書若しくはこれらに添付すべき書類又は法第三十条第一項の認可を受けようとする者（次のいずれかに該当する者に限る。）が当</p>	<p>〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p>

該第一種金融商品取引業に係る業務のうち法第二條第八項第十号に掲げる行為に係る業務を行おうとする場合における当該業務についての認可申請書若しくはこれに添付すべき書類

イ 「略」

ロ イに掲げる者の親会社等（令第十五條の十六第三項に規定する親会社等をいう。次号において同じ。）、子会社等（同項に規定する子会社等をいう。同号において同じ。）又は関連会社等（同條第四項に規定する関連会社等をいう。同号において同じ。）

ハ 「略」

二 法第二十九條の登録又は法第三十一條第四項の変更登録を受けようとする者（次のいずれかに該当する者に限る。）が第二種金融商品取引業（その行う投資運用業（法第二十八條第四項第二号又は第三号に掲げる行為を行う業務に限る。）に關し法第二十八條第二項第一号に掲げる行為を行う業務、特定投資家を相手方として行うものであつて取り扱う有価証券が法第二條第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号若しくは第六号に掲げる権利であるものうち当該権利を有する者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う者が当該登録若しくは変更登録を受けようとする者の親会社等、子会社等若しくは関連会社等若しくは親会社等の子会社等（当該者並びにその親会社等及び子会社等を除く。）である場合に該当するもの、法第二十九條の五第二項に規定する業務又は投資信託及び投資法人に關する法律（昭

イ 「同上」

ロ イに掲げる者の親会社等（令第十五條の十六第三項に規定する親会社等をいう。次号ロにおいて同じ。）、子会社等（同項に規定する子会社等をいう。同号ロにおいて同じ。）又は関連会社等（同條第四項に規定する関連会社等をいう。同号ロにおいて同じ。）

ハ 「同上」

二 法第二十九條の登録又は法第三十一條第四項の変更登録を受けようとする者（次のいずれかに該当する者に限る。）が第二種金融商品取引業（その行う投資運用業（法第二十八條第四項第二号又は第三号に掲げる行為を行う業務に限る。）に關し法第二十八條第二項第一号に掲げる行為を行う業務、法第二十九條の五第二項に規定する業務又は投資信託及び投資法人に關する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第九十六條第二項に規定する業務に限る。）、投資助言・代理業又は投資運用業を行おうとする場合における当該第二種金融商品取引業、投資助言・代理業又は投資運用業についての登録申請書若しくは変更登録申請書又はこれらに添付すべき書類

<p>和二十六年法律第九十八号) 第九十六条第二項に規定する業務に限る。) 、投資助言・代理業又は投資運用業を行おうとする場合における当該第二種金融商品取引業、投資助言・代理業又は投資運用業についての登録申請書若しくは変更登録申請書又はこれらに添付すべき書類</p> <p>三 「イ」ニ 略」</p>	<p>三 「イ」ニ 同上」</p> <p>三 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	